

平成24年 9月10日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成24年9月10日(月)午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問(別紙のとおり)
- 日程第 6 同意第 3号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 7 議案第28号 東庄町敬老祝金条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 8 議案第29号 東庄町高齢者等肉用牛飼育事業基金設置条例を廃止する条例を制定することについて
- 日程第 9 議案第30号 千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第10 議案第31号 平成24年度東庄町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第32号 平成24年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第33号 平成24年度東庄町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第34号 平成24年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算(第1号)
- 日程第14 認定第 1号 平成23年度東庄町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第 2号 平成23年度東庄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第 3号 平成23年度東庄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第 4号 平成23年度東庄町食肉センター特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第 18 認定第 5号 平成23年度東庄町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 19 認定第 6号 平成23年度東庄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 20 認定第 7号 平成23年度東庄町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
- 日程第 21 認定第 8号 平成23年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算認定について

日程第 22 休会の件

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問（別紙のとおり）
- 日程第 6 同意第 3号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 7 議案第 28号 東庄町敬老祝金条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 8 議案第 29号 東庄町高齢者等肉用牛飼育事業基金設置条例を廃止する条例を制定することについて
- 日程第 9 議案第 30号 千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第 10 議案第 31号 平成24年度東庄町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 11 議案第 32号 平成24年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 12 議案第 33号 平成24年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 13 議案第 34号 平成24年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算（第1号）

出席議員（15名）

1番	林	俊之	君
2番	大網	正敏	君
4番	花香	孝彦	君
5番	佐久間	義房	君
6番	板寺	正範	君
7番	城之内	一男	君
8番	高木	武男	君
9番	林	甚一	君
10番	鈴木	正昭	君
11番	多田	和弘	君
12番	土屋	進	君
13番	山崎	ひろみ	君
14番	宮崎	正吾	君
15番	高嶋	雅弘	君
16番	鎌形	寿一	君

欠席議員

なし

出席説明員（13名）

町	長	岩田	利雄	君
副町	長	清水	正幸	君
監査委員		平山	茂	君
総務課	長	五十嵐	秀司	君
病院事務	長	宇ノ澤	康成	君
町民課	長	池永	芳則	君
健康福祉課	長	林	敏行	君
会計管理者		石毛	克身	君
まちづくり課	長	金島	正好	君
農業委員会事務局	長	河津	静夫	君
教育委員会委員	長	向後	元道	君
教育	長	小澤	茂	君

教 育 課 長 鈴 木 努 君

出席事務局員（3名）

事 務 局 長 小 林 豊

次 長 青 柳 清 子

主 査 箕 輪 広 次

(午前10時00分 開会)

議長(鎌形寿一君)

ただいまの出席議員は15人です。

ただいまから、平成24年9月東庄町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、10番 鈴木正昭君、6番 板寺正範君、両名を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、本日から9月21日までの12日間とすることに議会運営委員会において意見の一致を見ております。

したがって、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、高嶋雅弘君。

15番(高嶋雅弘君)

平成24年9月定例会の運営において報告いたします。

今期定例会の運営につきましては、去る9月3日に議会運営委員会を開きまして、会期及び審議予定などについて協議をいたしました。この定例会に付議されます案件は、町長提案16件であります。これらの案件を審議するために、会期は本日から9月21日までの12日間とすることに合意を見ております。

審議の予定は、第1日目の本日は、議事日程に従いまして、諸般の報告、行政報告の後、一般質問は4人の議員から通告がありましたので、これを行います。次に、同意第3号を上程し、採決の後、議案第28号から議案第34号までを順次上程し、質疑・採決を行い、延会といたします。

第2日目の11日には、認定第1号から認定第8号までの平成23年度各会計歳入歳出決算を上程し、提案理由の説明、各会計の決算内容の説明を行います。次に、議会の議決をいただいて議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、お手元の決算審査特別委員会付託表のとおり、詳細な審査を同委員会に付託することとなります。ここで、暫時休憩し、引き続き議場において決算審査特別委員会を開催し、委員長、副委員長の互選を行います。次に、本会議

を再開し、改めて委員長、副委員長の互選結果の報告を行い散会とします。

第3日目の12日から20日までは休会としまして、この間、12日、13日、14日には決算審査特別委員会を開催することに合意を見ております。

なお、委員会開催の詳細は審査日程によりご了承願います。

最終日21日は時間を午後2時30分に繰り下げて本会議を開きまして、認定第1号から認定第8号までの決算審査特別委員会の審査報告を受け、質疑・採決を行って閉会といたします。

なお、定例会閉会后、全員協議会を開催して、行政執行上の報告及び一部事務組合の議会報告等を行う予定です。また、お手元に陳情書の写し4件を参考配付としてお配りしましたが、本町議会としては、議員各位に配付するのみにとどめることにしましたので、ご了承願います。

以上で、議会運営委員会において決定しました事項の報告を終わります。

本定例会が円滑に運営されますよう、各位のご協力をお願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日から9月21日までの12日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月21日までの12日間とすることに決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長より閉会中の議員の辞職許可報告を行います。

石毛藤樹議員から健康上の理由により、平成24年8月31日をもって議員を辞職したい旨の辞職願が平成24年8月9日に提出され、本職において8月10日にこれを許可しました。

次に、議会の会務報告を行います。

6月定例会以後の議会活動及び議員活動は、お手元に配付の報告書のとおりです。

なお、議員派遣に伴う視察研修等について、派遣議員の代表からお手元に配付した報告書のとおり提出がありました。ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定による本定例会の出席要求に対し、お手元の印刷物のとおり通知がありましたが、病院院長、高石佳則君から診療業務のため欠席したい旨の届け出がありました。ご了承願います。

次に、本日、町長より議案の送付があり、これを受理しました。

次に、6月定例会において可決されました意見書については、関係機関に送付いたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長及び教育長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

それでは、平成24年6月1日から8月31日までの行政報告について、主なものを申し上げます。

まず1ページ目、総務課の庶務関係でございますけれども、7月26日に表彰条例による表彰を行いました。今回は、功労者表彰として2名、善行表彰として1名、また長寿褒賞として1名の方を表彰させていただきました。

次に、下段の防災関係でございますけれども、6月3日消防本部、町消防団員等の95名、町職員64名の参加によりまして防災演習を実施いたしました。また7月1日より防災メールの運用を開始いたしました。震災を教訓として、町民の安心・安全につながる施策を推進してまいりたいと存じます。

次に、2ページ目、企画財政関係でございますけれども、8月25日から26日にかけて、地域間交流をしております長野県飯綱町の霊仙寺湖天狗カーニバルに観光協会、商工会、町職員あわせて16名で参加をいたしました。東庄町の観光PRをしてまいりました。

次に、3ページ目、町民課の賦課徴収関係でございますけれども、平成24年度町県民税普通徴収分3億2,422万円を、また国保税5億3,914万円をはじめ、介護保険料等の納付書をそれぞれ記載のとおり発送いたしました。町税は町の財源の根幹をなすものでありますので、徴収率の向上に努めてまい

ります。

次に、8ページ目中段、健康福祉課の高齢者福祉関係でございますが、災害時要援護者台帳を整備し、登録者は8月末現在で881名となっております。また、救急医療情報キットの配布を開始いたしました。550世帯に配布しております。要援護者台帳の整備、救急医療情報キットの配布につきましては民生委員さんに多大なお力添えをいただいているところでございます。

また、9ページ目、衛生関係に記載のとおり、各種検診、予防接種等の事業を実施しております。

さらに、11ページ目、下段に地域包括支援センター、訪問看護ステーション等の活動、利用状況を記載しております。これからも子育て支援、老人福祉施策はもとより、町民の皆様の健康づくりに取り組んでまいりたいと存じます。

次に、12ページ目、上段からのまちづくり課の建設関係でございますけれども、道路維持工事費6件、総額で1,900万円余の工事を発注いたしました。

また、14ページ目の上段、米の放射性物質検査の結果が8月23日に判明し、東庄町産の米は放射性物質は検出されず、安全性が確認されたところでございます。

最後に16ページ目、東庄病院関係でございますけれども、自治医科大生の地域医療実習ということで、2名の学生を受け入れております。自治医科大学とのパイプをしっかりと築き、今後とも医師の確保に努めてまいりたいと考えております。

なお、行政報告には記載がございませんけれども、報道等でご承知のとおり、この夏は非常に雨が少なく、利根川水系の上流のダムの貯水量が減少しております。こうした状況を踏まえ、本日東庄町水道事業渇水対策本部を設置し、町民の皆様へ節水の協力を呼びかけることといたしました。

以上で、行政報告を終わります。

議長（鎌形寿一君）

小澤教育長。

教育長（小澤 茂君）

教育委員会行政報告の主なものを申し上げます。17ページをごらんくださ

い。

2の学校教育関係、(2)の契約関係ですが、大きなものとしては橘小学校屋内運動場屋根改修工事であります。6月11日の契約で現在進行中であり、10月の半ばには終了の予定であります。18ページの笹川小学校グラウンド整備工事は6月14日に、また同じく笹川小学校相撲建屋建設工事は7月23日に契約し、双方とも終了しております。

19ページ、3、生涯学習関係ですが、6月10日に海上キャンプ場において子ども会デイキャンプを行いました。参加者は49名でありましたが、場所が近いということと朝から夜までの一日ということであり、杉の子サークルの皆さんや青少年相談員の方々など、多くの協力者が集まりました。そして、活発な活動が展開され、交流が一層深まりました。また、6月24日の文化のつどいは一昨年の公民館大規模改修工事や、昨年の東日本大震災のため中止を余儀なくされていましたが、3年ぶりに開催いたしました。800名ほどの参加があり、盛会に終了いたしました。

4の公民館関係ですが、20ページに掲載してあります春風亭小朝独演会を8月26日に行い、337名の参加がございました。

以上、ご報告申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

これで行政報告は終わりました。

日程第5、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

7番、城之内一男君。

7番（城之内一男君）

7番、城之内です。よろしくお願いいたします。

地方分権改革が進められる一方で、自治体の責任も強化されつつあります。住民に最も身近な地方公共団体として、これまで以上に自立性の高い行政主体となることが期待されるところです。基礎自治体である市町村の行財政基盤の充実・強化を図っていく必要があります。全国的に財政の困窮化が進むとともに、不十分な面があるにせよ、税源移譲が実現され、財政健全化の仕組みが整備され、公会計改革も進みつつある中、財務情報の公開は説明責任を全うして

いく上で不可欠であり、財政運営の基本です。地方公共団体の責任領域が拡大する中、地方議会の役割と責任は重くなり、議会機能のさらなる充実・強化が求められており、そこで自治体の新たな財務書類についてと監査体制の充実・強化について質問します。

最初に、自治体の新たな財務書類について質問します。

平成22年度東庄町の財務書類の概要が報告されたところですが、新たな財務書類作成の意義について見解を伺います。

現行の公会計制度は道路や学校等の公有財産は長さや面積等で表示され、現金フローのみを統制、現金主義会計であるため、資産・負債のストック情報が得られず、また発生ベースの費用やコスト情報も不完全といった問題が指摘され、企業会計に用いられるフローのみならず、ストックも会計情報を構成する発生主義の考え方に基づいた新たな財務書類の作成が求められたところだと理解しますが、見解を伺います。

自治体でバランスシートや行政コスト計算書などの財務諸表が作成され始めてから10年以上が経過し、各自治体はこれまでいわゆる総務省方式の決算カードを利用して、多くの団体がバランスシート等を作成するまでに普及したところですが、しかし、その目的や活用方途についてはそれほど明確でない面があり、実践での活用には至っていないのが現状であろうと思いますが、これまで総務省方式として定着してきたバランスシートと行政コスト計算書ですが、総務省が平成18年に「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」を公表し、その中で公会計改革の取り組みを指示、自治体も原則として国の作成基準に準拠し、発生主義の活用及び複式簿記の導入を図り、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の4表の整備を標準形とし、地方公共団体単体及び関連団体等も含む連結ベースで、地方公共団体財務書類作成にかかる「基準モデル」、または「総務省方式改訂モデル」を活用して公会計整備の推進に取り組むことと述べており、義務づけられたものではありませんが、資産・債務改革を進める上で作成が強く求められており、行政財産の適正な配置と管理及び行政サービスの効率的で有効な提供に役立てるためにも公会計の整備が重要だと考えますが、所見を伺います。

公会計整備の主な目的は資産・債務の管理と費用管理であり、企業会計で用

いられているバランスシート等を取り入れることにより、自治体の土地・建物等の固定資産や地方債等の負債が一覧でき、それと同時に現金の支出はなくても、行政サービス提供のコストとして発生している財政負担を明らかにすることができる点にあると思います。公会計改革が実施されていないため、依然として会計的な精緻さには欠けるとは思います、見解を伺います。

財務4表は相互に関連しながら、資産・債務の状況や行政コストに関する情報を提供し、四つの財務書類で体系的に財政状況を分析できるという点を考慮し分析・検討することにより、公共資産の計画的で効率的な維持管理及び行政サービスの効率的で有効な提供に役立てようというのがその目的であり、意味があると考えますが、所見を伺います。

新しい公会計においては、総務省は企業会計に用いられる発生主義と複式簿記の考え方など、民間基準を踏まえて財務書類を作成するよう要請しており、決算書類として財務4表が作成される場所ですが、財務4表、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の機能・役割と活用について基本的な考えをお聞きします。

財務書類は自治体の経済活動を数値であらわしており、その数値が何を意味しどのようなシグナルを発しているのか、関係者は読み解く必要があります。簿記・会計知識のない中、難解なところですが、財務情報を理解するためには基本的な知識は得ておかなければならないと認識いたします。財務書類4表の関係を見ると、貸借対照表の資産と負債の差額である純資産は純資産変動計算書の期末純資産残高と一致し、その純資産の増減理由を明らかにし、純資産変動計算書のうち、財源の調達と用途の差額、純行政コストは行政コスト計算書の収益と費用の差額、純経常行政コストと一致し、行政コスト計算書は純資産の変動要因の大きな要素である行政コストの内訳を示し、資金収支計算書は現金・預金の増減を性質別に分解、貸借対照表の流動資産のうちの歳計現金は資金収支計算書の期末残高に対応し、相互に関連しながら情報を提供しているところですが、これらの機能を分析することにより、より効果的、効率的な行政運営に活用することが必要であり重要だと考えますが、見解を伺います。

財務4表それぞれについて伺いますが、数値に関する評価については経年比較も必要であり時間もありませんので、基本的な考え方についてお聞きします。

貸借対照表について、自治体の貸借対照表は年度末時点の財政状態をあらわし、自治体の保有している資産を借り方に計上し、公債等の負債・純資産を貸し方に計上し、バランス状態を示した表であり、ストック情報の提供という今まで資産・負債の額が幾らあるのかというストックの発想がなかったので、一定時点の資産・負債・純資産のあり方を会計情報として示し、財政状況を明らかにし、また重要な財務情報であるにもかかわらず意識されてこなかった退職手当引当金など、資産・負債の算定においてその内訳としての諸情報を開示することに意味があると考えますが、見解を伺います。

あわせて、売却可能資産が加わっているところですが、売却可能資産とは現に公用もしくは公共用に供されていない全ての公用財産を含み計上されることになるかと理解しますが、町においてはゼロ計上、あわせて見解をお尋ねします。

自治体の貸借対照表の機能を資金の調達先と運用先をあらわしていると見れば、資金の調達先として公債、その運用先としてインフラ等の資産が金額で明らかになり、負債は地方債と今後の退職金であり、将来世代の負担、純資産は資産と負債の差額であり、これまで世代が負担した資金であるので、有形固定資産合計でそれぞれを割ることで世代別の資本形成が求められ、資産形成がどちらの世代でどれだけ行われてきたのかがわかり、社会資本の世代間負担比率や用途別有形固定資産比率、予算額対有形固定資産比率、バランスシートの数値を人口で割って、住民1人当たりの値を求めることで他団体と比較・検証をすることができるなど、政策の成果、効果の検証・分析が重要だと考えますが、見解を伺います。

次に、行政コスト計算書について伺います。企業会計では収益とそれに対応する費用を損益計算書として作成しているところですが、公会計では収益観念がないため費用のみを計上し、行政コスト計算書を作成。自治体が人的サービスや給付サービスなどの行政サービスを提供するに当たってコストがどれだけかかっているかをあらわし、ここでの費用には決算カードの歳出に計上された現金支出の費用に加えて、発生主義会計で計上される減価償却費と退職手当引当金も計上され、改訂モデルでは経常収益として使用料、手数料、分担金、負担金等が計上され、経常行政コストからそれらを控除して純経常行政コストが示され、純資産変動計算書に転記され、行政コスト計算書に含まれない純資産

増減額とあわせて計算され、収益が費用を上回れば純資産増加要因となるところですが、また改訂モデルでは横の欄に決算統計調査の行政目的別に計上された性質別経費に貸借対照表で計上された当該年度の退職手当引当金繰入額と減価償却費を記入し、縦の欄に目的別経費の内訳を記入してクロスさせた表であり、これにより行政サービス別のコスト配分やそれぞれのコストに充てられた使用料、手数料等の財源の把握が可能になるところです。フルコストの計上により民間コストとの比較・分析が可能になり、行政においてはコスト意識が高まることが期待されるようですが、認識を伺います。

また、各コストの経年比較により、行政サービスの動向を把握することができ、政策との整合性や類似団体との比較を通して自治体の特性が検証できると思いますが、あわせて住民1人当たりの額を算出することにより、コスト比較をすることができると思いますが、所見を伺います。

経常コストと経常収益の項目ごとの比率を見ることにより、その分野の行政コストがその分野の受益者からの使用料、手数料等でどれほど補われているのかが把握でき、受益者負担等の状況が分析可能ですが、住民負担について見解をお聞きします。

次に、純資産変動計算書について伺います。純資産変動計算書は会計年度中の純資産の変動をあらわし、行政コスト計算書にあらわれない純資産の増減した要因を表示し、改訂モデルでは純資産の変動を財源別の欄を設けてクロスしてあらわしているところですが、純資産の変動とは損益外の純資産の増減によって生じるのであり、その変動要因を分析することによって資産構成がどう変動したかが判明し、現役世代と将来世代との負担配分の変動を把握することができますが、純資産のマイナス要因である純経常行政コストが純資産のプラス要因である一般財源補助金等受け入れを上回れば純資産が減少し、純資産のプラス要因である一般財源補助金等受け入れが純資産のマイナス要因である純経常行政コストを上回れば純資産が増加することになり、純資産とは自治体が保有する資産のうち、現役世代が既に負担したと考えられる資産をあらわし、純資産が増加すると将来世代も利用可能な資産を蓄積したことを意味し、純資産が減少すると現役世代が将来世代も利用可能な資産を消費して行政サービスを受ける一方で、将来世代がその分を負担することを意味すると理解しますが、

町においては一般財源、補助金等受け入れが純経常行政コストを上回っているところですが、公会計における純資産の意味については議論の余地があるとは思いますが、見解を伺います。

資金収支計算書について伺います。資金収支計算書は資金の源泉と用途を示す計算書で、現金及び現金等価物の変動を説明する計算書であり、活動別に経常的収支、公共資産整備収支、投資・財務的収支に分けて表示され、自治体がどのような活動に資金が必要であり、どのように使ったかを読み取ることができるのですが、資金収支計算書の分析において経常的収支の部は通常行政活動に伴う収入・支出が計上され、この数値はプラスになることが必要最小限であり、経常収支比率に対応しプラスが小さいほど硬直的と見ることもできると考えますが、見解を伺います。

公共資産整備収支の部は固定資産等の取得と売却に伴う収入・支出が計上され、投資・財務的収支の部は行政活動と投資活動の結果で生じた収益の差額を補う資金であり、外部からの借り入れをあらわし、将来の負担となるもの。公債残高や実質公債費比率などとあわせて公債管理の情報となるところですが、認識を伺います。

あわせて、公会計でも行政活動のプラスで投資活動のマイナスをカバーする関係になっており必要ですが、投資を資金面からコントロールする情報に利用できるのですが、見解を伺います。

町においては期首歳計現金残高が期末歳計現金残高で減少していることとあわせて認識を伺います。

次に、新しい公会計制度における取り組み、方向性について基本的な考え方を伺います。

総務省は平成18年に公表した「新地方公会計制度研究会報告書」において、単式簿記・現金主義を原則とする地方財政制度を変えて、複式簿記・発生主義に基づいた財務書類を作成することを明確にしたところですが、公会計整備は資産・負債管理、費用管理、財務情報のわかりやすい開示、政策評価・予算編成・決算分析との関係づけなどを具体的な目的としているところですが、自治体で作成する財務書類は単体と連結の財務書類を基準モデル、または総務省方式改訂モデルにより財務書類4表を作成することとされ、総務省が示したいず

れかのモデルで作成することになり、どのモデルを採用するかは各自治体で決めることとなりますが、東庄町においては、総務省方式改訂モデルで作成。多くの自治体が決算カードから簡便に作成が可能な改訂モデルを選んでいるところですが、作成時の負荷は比較的軽微だとは言えますが、固定資産の扱いなど課題もあるところですが、見解を伺います。

基準モデルでは全ての固定資産をリストアップして、フローとストックの情報を公正価格で把握した上で固定資産台帳を整備し、発生主義により複式記帳して作成することを前提としている中、財政の効率化、有効化を求めるのであれば、少なくとも現行の決算書に加えて発生ベースの費用とストックの会計情報は不可欠であり、そのためには公会計制度を発生主義・複式簿記に改める必要があると考えますが、認識を伺います。

予算マネジメントを機能させるためにも基準モデルでの作成が強く求められると思いますが、見解を伺います。

東庄町においては普通会計財務書類4表ですが、総務省の方針として示された財務書類は単体と連結の財務書類4表。自治体財政は普通会計だけでなく、さまざまな公営事業会計を含み、さらに一部事務組合、広域連合等があり、地方公共団体の事務・事業と密接な関連を有し、行政サービスの一翼を担い、自治体財政に影響を及ぼすのであれば、その財政状態を連結してみる必要があります。財政当局の認識を伺います。

次に、監査体制の充実・強化について質問いたします。

地方分権改革の進展に伴い、地方公共団体の処理すべき事務は今後さらに高度化、多様化するものと考えられる中、地方公共団体はみずからの責任と判断でその任務を遂行し、住民の負託に応えていかなければなりません。地方公共団体におけるチェック機能のあり方が問われている中、住民自治の根幹をなす地方議会の役割や、地方公共団体の監査機能は一層その重要性を増しているところです。現行の監査委員制度や外部監査制度が十分に機能していないのではないかという指摘も見られるところですが、現行の監査委員制度の課題について伺います。

地方行政に対する住民の信頼を確保するためには、地方公共団体みずからのチェック機能を高めていかなければならず、議会の責任と監査の果たす役割は

大きいと思います。現行の監査委員制度においては、「監査委員は、長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員のうちから、選任する。」こととされており、また監査委員の構成は、「当該地方公共団体の常勤職員であった者は1人以内。議員のうちから選任される者は2人以内。」とされており、少なくとも1名は議員から選任されるところです。監査を受ける立場である長が監査委員を選任しているため、独立性など課題もあるところですが、見解を伺います。

監査委員は監察的見地から事務や業務の執行、または財政の状況を検査し、その正否を調べることになり、監査委員による監査は原則として財務監査ですが、必要があるときは行政監査も行うことができ、財務監査の内容は予算事務、会計事務、契約事務、財産管理等に関する広範なものになる中、財務に関する知識は得ておかなければならないと思います。これから決算審議も行われるところですが、特に決算書類の監査については専門性が要求されるところですが、認識を伺います。

あわせて、監査委員の専門性を高めるという見地から、公認会計士、税務の資格を有する者、会計検査や監査の実務に精通している者等の積極的な登用を促進していく必要があると考えますが、見解を伺います。

監査の実効性・透明性の確保及び実施体制の強化について伺います。

地方行政に対する信頼を確保し透明性のあるものとし、みずからのチェック機能を高め、適正な運営を確保していくためには監査機能の充実・強化が必要になります。監査については法律の施行に伴い、地方公共団体の財政状況に関する一定の指標の整備及び公表が義務づけられることになり、この指標の議会報告及び公表に際しては、監査委員の審査に付すこととされており、これらを踏まえ、監査委員及び監査委員事務局の一層の能力向上が求められるところですが、監査委員事務局の設置について考えをお聞きします。

監査委員事務局については現行制度上、都道府県においては設置が義務づけられており、市町村においては条例の定めるところにより置くことができるとされているところですが、監査体制の強化を図る上で監査委員事務局は重要な要素であると考えますが、所見を伺います。

監査の社会的信頼を確保するためにも、監査の独立性、実効性を高め監査体制の充実・強化が求められるところですが、市町村において導入が進んでいないという実態もあります。外部監査の導入について考えをお聞きします。

決算の信頼性を確保するためにはチェック体制が整っている必要があります。人材の確保や財政負担等の課題などあるところですが、監査はやはり外部機関で実施されなければ公正性と実効性は期待できないと思いますが、認識を伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。次の質問は自席にて行います。よろしくお願ひします。

議長（鎌形寿一君）

総務課長。

総務課長（五十嵐秀司君）

それでは、城之内議員の質問にお答えさせていただきます。

最初に質問事項の1番、自治体の新たな財務書類について答弁させていただきます。

質問要旨1の新たな財務書類作成の意義についてですが、現在の会計制度は1年間の現金の出入りに重点を置いた現金主義であります。一方、新公会計制度では、今までに取得した資産、例えば道路や学校などと、それに要した負債、例えば借入金や一般財源、補助金などを明確にする仕組みでございます。この新公会計制度は平成18年総務省事務次官通知で指針が示され、町村は5年後の平成23年度までに財務4表を作成することとされたものであります。当町においてもその趣旨に沿い、総務省方式改訂モデルにより平成21年度決算及び平成22年度決算の財務4表を作成し、議会で説明後、住民に公表したところです。

総務省方式改訂モデルは毎年の決算統計のデータを積み上げることにより作成をしております。データは昭和44年以降のため、毎年の取得資産の積み上げと実際の保有資産には違いが出ます。本町では資産の管理について、昨年公有財産台帳システムの整備を行ったところであります。これにより、現在保有する財産のデータ管理ができるようになりました。今後はこの償却期間などのデータを有効活用した行政運営を行っていきたいと思います。

次に、質問要旨2の財務4表に関するご質問ですが、財務4表はそれぞれ相互に関連をしています。各項目の増減は何を意味するのか、単年度的なものなのか、長期的なものなのかなどを踏まえて分析をする必要があります。

貸借対照表は議員が説明をされたとおりの内容です。単年度では計上されない経費や資産が加わってきます。売却可能財産は総務省の見解の中でも段階的整備が認められていて、各自治体の事業に応じて検討が必要とされています。また、住民1人当たりの数値を活用して類似団体や近隣団体との比較・分析をすることで、東庄町の特徴や課題を検討することができるものと考えます。

行政コストや住民負担についても議員が説明されたとおりで、行政コスト計算書は資産形成に結びつかない行政サービスに人件費や物件費がどれだけかかったか、またその財源に使用料や手数料の負担がどれくらいあったのかという行政サービスに対するコストを見ることができます。

次に、「経常的収支の部」は決算統計で用いる経常収支比率の資産とは別数値で、「資金収支計算書」の当該部分は議員の考えのとおりと思われる。

次に、「公共資産整備収支の部」は議員の説明のとおり、公共資産の整備などによる支出とその財源である補助金、借入金などによる収入が計上されています。

「投資・財務的支出の部」は出資、貸付、基金の積み立て、借金の返済などによる支出と、その財源である補助金、借金、貸付金元金の回収などの収入が計上されています。

次に、期首・期末歳計現金残高の減少についてですが、平成22年度決算においては単年度収支が前年度を下回っている。つまり今までの繰越財源を取り崩した年度となります。しかし、平成23年度決算では逆に繰越財源をふやす決算となっていることからもわかるとおり、短期だけではなく、長期的な分析も必要かと考えております。

次に、質問要旨3番の新しい公会計制度における取り組み、方向性ということについてでございますが、新公会計の基準モデルへの対応については、資産の価値の捉え方などは意見の分かれるところと思われるのですが、公有財産システムを用いまして、資産の部のみを決算統計のデータでなく移行することは可能と思われる。

現在の町の会計システムは複式簿記のシステムに対応しておりませんので、今後システムの改修が必要になります。また導入には準備期間や初期費用、ランニングコストといった経費や時間も必要になります。さらに、職員も会計処理について理解することが必要となってきます。また、他の自治体との比較という意味で言えば、会計処理の方法や資産評価の基準・方法など統一性が図られてからでなければ意味がなくなってしまうものもあるかと思えます。そのようなことから、当面は国、県内の他自治体などの動向を見きわめながら進めていきたいと考えております。

次に、会計の連結についてですが、財政の健全化に関する法律に基づいて特別会計、企業会計、並びに加入組合の財務状況に基づいて連結実質赤字比率や実質公債費比率を算出しております。なお、その数値及び説明につきましては、最終日の全員協議会において予定をしているところでございます。

次に、組合等に関しては総合事務組合、後期広域連合など、一部の組合では財務4表を総務省方式改訂モデルで作成しております。他の作成状況等を踏まえ、それにより今後は検討が必要と思われるけども、連結財務書類の作成は可能になると考えております。

次に、監査体制の充実・強化についてのご質問についてお答えします。

監査委員の設置及び定数につきましては、地方自治法で規定され、都道府県及び人口25万人以上の市、特別区では4人、その他の市町村では2人置くこととされております。東庄町では現在識見監査委員として平山監査委員さん、また議会選出として土屋監査委員さんにそれぞれ議会の同意の上ご就任をいただき、各種の監査を行っていただいているところでございます。また、事務職員として書記1名を兼務で配属しております。

監査体制の充実・強化という点では、事務局を設置し、職員を増員することも一つの方法でありますけど、東庄町の財政規模や全体の職員数などを考慮しますと、現在の体制が適正であると考えております。

また、外部監査制度は弁護士や税理士、公認会計士など資格を持った方と契約を結び、監査を実施するものですが、主に都道府県や政令指定都市で実施されているもので、東庄町におきましては規模や経費の負担等を考慮しますと、やはり現在の体制で十分であると考えております。

公正性や実効性の確保につきましては、自治法の規定に則し、議会のご同意をいただいたお二人の監査委員さんに監査を実施していただくことで十分公正性や実効性が保たれているものと認識をしております。

以上で答弁の方を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（鎌形寿一君）

7番。

7番（城之内一男君）

公会計改革というのは、現行の会計制度を複式簿記・発生主義に改革することだと思えます。やはり、今の会計制度が改革されない限りは無理でしょうけども、ただ、公会計が統一されない限りは、今課長からあったように連結に関しても機能しないと思うんです。やはり統一されない公会計で比較しても、これはもう完全に精緻さには欠けますので。

ただ、財政健全化の連結実質赤字比率と公会計における連結の意味が少し違うと思うんですけども、やはり公会計改革は複式簿記・発生主義に改めること、これは固定資産台帳の整備に関しても総務省は38項目のひな形を示しているんですけども、やはり自治体において38項目記載しなくても、自分たちで工夫することによって貸借対照表を作成することは可能だと思うんです。その辺は理解してもらいたいと思えます。

ただ、総務省の方針としては、順次固定資産台帳を整備して基準モデルでの作成を求めているところですから、これはやはり前向きに検討していただきたいと思えます。やっぱり現行の会計制度においても、一般会計と特別会計では会計方式が違う部分があるわけですよ。特別会計での公営企業法適用の会計と一般会計というか、普通会計では違いますし、それで統一されない会計情報というか、それでは比較・検討することは、やはり正確さには完全に欠けると思えます。

固定資産の評価においても、やはり全然大きくこれは違うと思えます。やっぱり扱いとまた表示方法も違いますので、基準モデルというか、改訂モデルは幾ら改良しても基準モデルには絶対ならないわけですよ。やはりこれから公会計改革がなされなければならないと思えますので、前向きに町としても検討していただきたいと思えます。

議長（鎌形寿一君）

総務課長。

総務課長（五十嵐秀司君）

今のご質問ですけども、国の動き、そういうものの状況を見ながら、あるいは近隣の状況等を確認しながら取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくご理解の方をお願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

7番。

7番（城之内一男君）

元来公会計で財務諸表を作成する目的は予算にどのように生かすか、それだと思っておりますよ。予算マネジメントというか、予算を立案し、編成し、執行し、それを決算で検証し、それを次の予算に生かすと、これは総務省の予算マネジメントを機能させるための一番の目的かと思っておりますよ。その辺を踏まえて、やはり前向きに検討していただきたいと思っております。

それと町長に1点、町長にはやはり行政運営の効率性、実効性、住民から託された税金の使途について説明する責任があると思っております。やはり財務情報の公開は必要だと思っております。行政サービスの提供にどれだけのコストがかかるか、それによってそのコストでどのようなサービスができたのか、やはり長にはそれを説明する責任があると思っております。そのためにも財務諸表が必要であって、だから改訂モデルではやっぱりどうしても正確さには欠けるという部分がありますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思っております。

以上で質問を終わります。町長に1点だけ。

議長（鎌形寿一君）

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

今の体制の中で方向転換をするとか、今の状況下をあえて東庄町だけで変えられないという公的な問題があります。その辺も踏まえてやはり説明というのは、いつ、どんなときに、どこでもできるわけでありますから、そういう意味においては、説明は今後とも十分させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

以上で、城之内一男君の一般質問を終わります。

次に、4番、花香孝彦君。

4番（花香孝彦君）

4番、花香孝彦です。議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

人口減少の対策について、大きく1点、20年後の東庄町の人口について、1万5千人維持する為の長期政策について質問させていただきます。

日本の人口は約40年後、2050年に2割減少し、1億人を下回るという想定が発表されました。人口減少はこの町だけでなく、全国規模でどこの町でも起きており、大きな問題とっていない人も多いように感じられます。6月、銚子市の一般質問を傍聴させていただいたときに、人口減少についての質問があり、専門機関に依頼して統計予測を調査されていることを知りました。そこには非常に衝撃的なデータが示されておりました。観光対策にすぐれ、同じ温暖な気候地域であり、知名度もある銚子市ですら約20年後には4割も減少です。東庄町も同様の推移となるならば、約20年後には4割減少の1万人を切ると簡単に予測できると思います。

広報8月号の少子化推移と銚子市の少子化推移を比べると、東庄町の方が少子化が進むと予測されており、また統計平成18年度版「東庄町の姿」の調べによると、近隣市町村と比べても人口減少率は一番悪い数値が記載されておりました。衝撃的なデータを示している銚子市より、近隣市町村と比べても人口減少の対策に遅れをとっているように感じられます。本当に東庄町の人口減少は近隣市町村と比べ、著しく減少してしまうのか、まず20年後の東庄町の人口予測をご説明願います。

次に、人口減少に向けて他の地域ではどのような対策がとられているのか、調べさせていただきました。土地の無償提供など、大胆な政策を打ち出している市町村もあり、長野県飯綱町のプロジェクトでは毎年40人ももの転入実績があります。その他地域でも「空き家バンク」など、各種特色のある対策を行っております。東庄町では、安全・安心のまちづくりに努め、地域で子どもたち

を育てるとてもよい政策だと思います。就職先となる企業誘致を促進し、結婚促進や子育て支援と各種対策を行っておりますが、また千葉県は人口増加し続けていたこともあり、過疎化が進む他の地方の県と同じ対策をとるわけにはいかないのでしょうか、このままでは約20年後には東庄町も1万人を下回る町となってしまいます。

東庄町の人口は平成8年に1万8,000人を下回り、その8年後、1,000人減り、その4年後、1,000人減り、さらに4年後のことは1万5,000人を下回るかどうか、4年ごとに1,000人減少しており、1万人を下回った場合、町の将来像はえがけているのでしょうか。

小学校再編の視察に伺った山梨県上野原市では、給水人口減少のため10月から水道料金約10%値上げとなります。人口が減少すれば東庄町もいつかは値上げするときが来るでしょう。そのほかにも町道、病院、公共交通機関の維持が難しくなり、銀行やスーパーマーケット、コンビニエンスストアなど、町を構成する機能が大きく損なわれてしまうのではないのでしょうか。国会議員も県議員も人口の少ない当町を重視しなくなり、選挙区の再編はもちろん、交通のインフラ整備も進まなくなり、ますます過疎化が進むのではないのでしょうか。他の市町村に依存しなければならない、そんなときが近づいています。

銚子市は人口減少、特に若者の流出対策を行うと思われます。東庄町も選択と集中により重点的な政策、今人口維持に向けて大きな対策を行わなければなりません。この町には大きな病院があり、おいしい安全な水を供給できる利根川という豊富な水源もあり、自然エネルギーを活用できるソーラーパネルを設置するにも有利な降雪が少なく、温暖な気候であり、豊富な農地、自然があり、震災時、津波の心配も少ない安心感もあります。有望な工業団地もあり、通勤圏は神栖、鹿島、成田と範囲も広く、住み続けるにはとてもよい町だと思います。

しかしながら、若者はこの町に住み続けず、他の市町村を選んでいきます。大きな成果を上げたエコカー補助金のように一番負担が厳しい、生活が苦しい子育て世代に少しでも補助することによって、この町に住み続けていけるような政策、近隣市町村に先駆けて大胆な政策を真っ先に導入することによって、人口減少に対し歯どめがかかると思います。

また、この町には平成19年、千葉県第1位の安全があることを多くの人に知ってもらおうとよいと思います。近隣市町村では車の窃盗率が全国ワースト1位となってしまった地域もあり、安全な町ということをしてPRすることもよいと思います。第5次総合計画のとおり1万5,000人の町を維持する、そのための対策を伺えればと思います。

以上、2回目の質問は自席より行わせていただきます。

議長（鎌形寿一君）

総務課長。

総務課長（五十嵐秀司君）

それでは、私の方から花香議員の質問についてお答えをさせていただきたいと思います。

質問事項、人口減少の対策について、質問要旨、20年後の東庄町の人口について答弁をさせていただきます。

20年後の東庄町の人口ということですが、国立社会保障・人口問題研究所の平成20年12月推計によりますと、約10年後の2020年の東庄町の人口は1万3,272人と推計され、約20年後の2030年には1万177人に至ると予測をされています。過去の人口推移を見ますと、国勢調査の記録では大正9年（1920年）が一番古く、1万3,202人でした。その後徐々に増加し、昭和15年、戦前最後の国勢調査では1万5,066人まで増加をし、戦後を挟み昭和22年（1947年）には1万8,726人と一度ピークを迎えております。その後、朝鮮戦争、神武景気、東京オリンピックなど、右肩上がりの時代になって、東庄町では人口減少が続き、昭和45年（1970年）、大阪万博の年には1万4,857人まで減少をしております。その後、オイルショックのころですけど、羽計台、龍神台の開発により、住金関係者の転入が増加し、昭和60年（1985年）に1万8,337人となり、二度目のピークを迎えております。その後はご存じのように人口減少が続き、直近の平成22年（2010年）の調査では1万5,161人まで減少したところです。

今までの人口増加や減少を見ますと、戦前は出生が死亡を上回る自然増で徐々に人口増加が続き、戦後の高景気の時代には仕事を求め、都会への人口流

出、逆に鹿島臨海工業地帯の開発に伴い、労働者が流入するといった社会的、経済的要因により、人の移動が発生していると言えます。そして、社会的要因のほかに少子化と高齢化による人口構造の変化から、自然減にシフトしつつある状況でございます。

また1世帯当たりの人員を見ますと、大正9年は5.6人だったものが、昭和10年代から30年代までは約6人で推移をしております。昭和40年代には5人に、昭和後期から平成初期にかけては4人に、バブル崩壊後の平成7年からは1世帯3人台まで減少をしています。近年の毎月常住人口を見ますと、現在は3.3人で推移をしております。家族の力が弱くなっております。

周辺とのつながりや支え合いがこれからの時代、一層重要になるものと推測をしております。団塊の世代と言われた方たちは今、65歳以上に突入をいたしました。この世代の動向によっては人口減少がより顕著になることも予想されます。逆に、この世代が健康で長生きできれば人口減少の速度を弱めることになるかもしれないと思っております。

次に、質問要旨2にあります総合計画に掲げている1万5千人を維持する施策についてですが、日本全国で進む人口減少について、先ほどの国立社会保障・人口問題研究所によりますと、2035年には5分の1の自治体で人口規模5,000人未満になると予測がされております。また、2035年には2005年に比べて人口が2割以上減少する自治体が6割を超えとも予測をしております。このような中で、東庄町だけが人口維持を図れるような特効薬的な施策というものは正直思い当たりません。何らかの短期的な施策を行うことは可能かもしれませんが、しかし、子育て支援や教育施設の充実、産業支援、さまざまな施策、長期的な施策を着実に実施、展開していくことが結果として安定したまちづくりにつながるものと考えています。

以上で答弁の方を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

4番。

4番（花香孝彦君）

ご答弁、ありがとうございます。人口減少率につきましては、人口減少率が大きい小さいかは別といたしまして、この町の人口が約1万人になるという

ことはほぼ間違いないことだと思います。また、その対策につきましては、恐らく第5次総合計画にのっとり産業支援、子育て支援、そこら辺など高齢者にとって頼りがいのあるような対策や、もちろん安心・安全に暮らせる環境を整備したいと地域力を高める、価値観を高めるということは長期で考えればどれもこれからも継続し続ける政策だと思います。

そういう中で、人口減少、人口の規模ですね、大きいか、小さいか。5,000人の町であれ、5万人の町であれ、それぞれの行政にはそれぞれの苦労があるんだろうと思いますけれども、やはり人口を急激に減らさずに、先ほどご答弁いただきましたように2割減少する町が6割ということでございましたが、この町は4割減少となり、2割の減少と比べましてもかなり急激な減少が予測されていると思います。千葉県の中でも2035年の予測値を、統計の資料が異なるんだと思いますけれども拝見させていただいたところ、千葉県市町村の中では下から数えて4番目、銚子市より悪い数字がそこには掲載されておまして、町の人口を減らさずに維持していくことこそがやはりまちづくりにおける究極の目標になると思います。

第1次総合計画から第5次総合計画までは人口の上昇を、または維持を示していたかと思いますが、第5次総合計画で初めて人口減少を目標値に定めまして、その定めたおかげ、認めたおかげというか、その効果で他の市町村に先駆けて無駄がはぶけて、失礼な言い方もしれません、申しわけありません。無駄を省いて経費削減を行ったことによりまして、東庄町だからこそできたんだと思いますけれども、多くの人たちで苦労して努力して集めた基金や資金があるんだと思います。その資金をこれから大胆に人口減少対策に向けて使っていただきたいなと考えております。

何年前の一般質問にも拝見させていただいたとおり、200世帯、700人ぐらいの努力目標分の人口をふやす努力をするというご答弁を拝見させていただきました。当時の予測以上に今、人口減少が進んでおり、本当に人口減少対策に向けて大きな予算を使うときだと思います。

財源の乏しい本町の政策はやはり経費削減からと順番があるんだと思いますけれども、経費削減策は最小限にとどめ、次の政策の準備を始めなければならないと考えております。この急激な人口減少に歯どめをかけることのできる先

ほど特効薬はないような話をいただいたんですけれども、何か新しい政策があれば教えてください。私も3回目、次の答弁で自分なりの提案をさせていただければと思います。

以上、2回目を終わらせていただきます。

議長（鎌形寿一君）

総務課長。

総務課長（五十嵐秀司君）

後期の総合計画の中で、特に人口減少対策についての政策そのものについては特記はされておられませんけども、先ほど申し上げましたように、子育て支援の充実、あるいは保健体制の充実、産業支援、高齢者福祉の充実、そういうさまざまな施策、そういうものを着実に実施をしていきたいと考えております。

よろしくをお願いします。

議長（鎌形寿一君）

4番。

4番（花香孝彦君）

ご答弁ありがとうございます。やはり新しい対策という特効薬的な対策はないのかもしれませんが、人口減少が予測以上に進んでおり、対応する対策がないということであれば、やはり人口に合わせた経費削減や行政改革も今まで以上に進めなければならなくなってしまうかと思えます。もちろん、私どもも職員も町民も誰もが全て今のままの生活が変わらないことを望んでいると思えます。町の姿を変えないためにも全員で一丸となり、町全体で人口を維持するために頑張らなければならないと思えます。

ここで、人口減少対策として私の方から3点提案させていただきます。まず1点目となりますインターネット情報化の促進、ホームページの情報公開強化がよいと考えます。東庄町では、多くの魅力的な資料があるのに、インターネットで検索いたしましても公開されていないように思います。これではこれからの情報化社会、若い人たちの情報力に対して東庄町の魅力を伝えられないため、積極的に情報公開を強化していただきたいと思えます。例えば当たり前だと思っておりました土俵のある小学校など、地元では当たり前だと思っていることでありましても、ほかの地域にとっては魅力的な町の情報であったりしま

すので、そこら辺の情報公開、町の魅力を公開すること、サポートや促進していただきたいと思います。

次に、インフラ整備宣言です。早く北ルートを開通させられていれば主要道路の期待感が高まり、東庄町の工業地帯にもよい効果をもたらし、雇用の拡大ももちろん、コンビニや商店など商業施設も進出してきてくれるかと思えます。北ルートの整備の遅れこそが人口3万人を見込んでいたこの町の人口増加政策に大きな遅れをもたらせてしまったのかもしれない。つまりは地盤がしっかりしている安全な東庄町、勤務先はスムーズに通勤できる近隣工業地帯、一番理想的ではないかと考えます。住みよいまちづくりのために早期の北ルート開通宣言が町の魅力になると考えます。

三つ目に補助金や減税です。新築補助金や転入補助金、その他ソーラーパネル補助金も増額し、新築を建てて転入・定住してくれる方に対し、町としての補助金や減税を数値で示すことができれば、東庄町に住まいを検討していただける方々が見つくれると思います。エコカー減税と同じように、消費税増税前の駆け込み需要を見込んだエコハウス減税を核家族化が進む第2次ベビーブーム世代以降が家を建て終えてしまう前に、減税や補助金の強化によって転入・定住の決め手となる町の魅力の一つとして決断していただきたいと思います。

東庄町の人口が予測以上に減少していることは事実だと思えます。総合的に3点ぐらいの同じような柱となる対策を軸に、人口1万5,000人を維持する新たな緊急対策を早急に実施、方向性を示していただきたいとお願いいたします。

今ご提案させていただきました3点は、恐らく第5次総合計画と方向性はそう変わらないと思います。人口を維持するために長期政策は第5次総合計画そのものだと思います。しかし、前期計画で出遅れた部分の人口を維持するためにも、後期計画では目標設定した数値目標設定は必ず達成するという心構えで、魅力ある町をつくるための指針として頑張っていたいただきたいとお願いいたします。

最後に、この町に戻ってきたいと思う人たちも多くおります。この町に戻ってきたいと思う心を育て、ふるさと納税などに協力したいと考えていただけるように、町の魅力をPRし続け、転出された人も今住んでいる人も地元イコー

ル東庄町と考えていただけるように、この町にかかわる全ての人全員がよりよい東庄町にしたいと強く思い、心を育てることが大事だと思います。

以上、要望として終わります。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

議長（鎌形寿一君）

以上で、花香孝彦君の一般質問を終わります。

次に、13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

山崎ひろみでございます。本日も町民の代表として一般質問を行わせていただきます。

初めに、若者のニート・ひきこもり対策について伺います。

我が国の青少年をめぐるさまざまな問題は深刻化し、社会的自立の遅れに対する立ち直り支援の充実・強化は喫緊の課題であります。この課題に国も平成20年度には「地域における若者支援のための体制整備モデル事業」が開始され、さらには平成21年には「子ども・若者育成支援推進法」が成立をいたしました。この法の施行を受け、モデル事業や協議会の設置が推進され、千葉県は本年1月、千葉市は本年2月に「子ども・若者支援協議会」をそれぞれ設置し、この推進を図っております。

本日はその中の一つの「地域若者サポートステーション」事業について伺います。

昨今新卒の若者の就職率が厳しい状況下にあります。就活という言葉も誰もが知るところではありますが、それらとはまた別に15歳から39歳までの進学も就職もしていない、また就職準備などもしない、いわゆるニートと呼ばれる人が相当数いることが推計されています。

ひきこもりという言葉も認知されるようになってきましたが、本人はもちろん家族、親族にとっても大きな問題、深刻な悩みであります。中学校から不登校が始まり、高校も中途退学して家に閉じこもってしまう人。また一たんは社会に出て働き出したが人間関係がうまくいかず、仕事もやめてしまい、次の一歩が踏み出せずにいる人。家の中でも孤立してしまったり、家庭内でも腫れものにさわるような扱いだったり、他人にはなかなか相談できずにいる方がいら

っしゃいます。外部からもむやみに声もかけづらい状況にもあります。現在は親に養ってもらっていますが、この先、10年先、20年先、30年先はどうなってしまうだろうと大きな不安に駆られます。見逃すことのできない社会問題です。

これらの若者をサポートするために設置された地域若者サポートステーション、県内では4カ所に事業所が設置されているようです。就労支援が大きな目的ということで、我が町ではまちづくり課の管轄になっているところですが、事業の目的・役割等、また町としての取り組みの状況等についてお聞かせください。

2番目の質問事項であります高齢者福祉ということでお伺いします。

私は平成22年6月議会の一般質問で、救急医療情報キットの配布・実施を提案させていただきました。本年度予算化され実施の運びとなりました。町長、担当課はじめ、民生委員の皆様にもご尽力いただき感謝申し上げたいと思います。事業の内容、配布状況、また現場の課題等についてお聞かせください。

次に、介護保険の「受領委任払い制度」の活用について伺います。

受領委任払いとは、給付の受け取りをサービス事業者に委任することにより、利用者が事業者に対して自己負担額のみを支払うようにする制度のことです。つまり、今までは費用の全てを事業者に一たん支払った後で、介護保険の場合は後から9割分が払い戻されておりましたが、受領委任払い制度が導入されると、利用者は自己負担額の1割分だけを支払うだけで、残りの9割分は町から事業者へ支払われるようになり、利用者の経済的な負担が軽減され、大変利用しやすくなるという制度です。主に、福祉用具の購入費と住宅改修費等に対してこの制度の導入が多く自治体で行われております。県内の市町村の取り組みの状況や、我が町として導入する考えがあるのか、お聞かせください。

さらに、高齢者に対する住宅改修費助成制度の導入について伺います。

介護保険で利用できる住宅改修は、基本的には20万円以内の限度額であります。あくまでも介護保険の制度でありますので、介護の認定者だけしか使えない制度であります。現在はますます高齢化が進み、介護の認定を受けていない人でも70代、80代、90代となると足腰が弱くなってまいります。介護予防の観点からも、そうした方に対しても住宅改修の助成制度を導入している

自治体もあります。町としては取り組むお考えはありますか、担当課の答弁をお願いしたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。2回目からは自席にて行わせていただきます。

議長（鎌形寿一君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金島正好君）

それでは、質問要旨1の若者のニート・ひきこもり対策としての「地域若者サポートステーション」の事業の目的・役割、又町としての取り組み状況についてお答えいたします。

現在、千葉県内には4カ所、千葉、市川、柏、ちば北総に地域若者サポートステーションが設置されております。東庄町の管轄は成田市にあります「ちば北総」で14市町を担当しております。この地域若者サポートステーション事業の目的としましては、学校卒業後、中途退学後、または離職後、一定期間就職活動に至っていない状態にある15歳からおおむね40歳未満の者の職業的自立を支援するため、社会人・職業人としての基本的な能力等の醸成だけにとどまらず、職業意識の啓発や社会適応支援など包括的支援を個人的、継続的に行い、地域における職業的自立支援の取り組みを促進することを目的としております。

2010年に内閣府が行った調査によりますと、ひきこもり、ニートに該当する者は100万人にも及ぶと推計され、15歳から39歳までの対象人口の約2.7%を占めるという結果が出ております。これを東庄町に当てはめると、100人程度と推計されます。

このようなニート、ひきこもりの方を個々に把握することは家庭の事情など、個人情報の関係でかなり困難な状況であります。町としましてはホームページへの掲載、広報紙、チラシ、回覧等により、地域若者サポートステーション事業を広くお知らせするとともに、本年5月から役場で毎月行われております出張相談会についても民生委員の方々のご協力や、定期的な広報等で該当する方、家族などへの情報の提供をしていきたいと考えております。また、町としての役割としましては、その本人及び家族の方々とサポートステーションを結びつ

けることが大きな役割であると考えております。

以上で要旨1の答弁を終わります。

議長（鎌形寿一君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（林 敏行君）

それでは、山崎議員二つ目のご質問についてお答えを申し上げます。

まず救急医療情報キットでございますけれども、こちらがその現物になります。後ほど事務局にお渡ししておきますので、ごらんをいただければと存じます。専用容器の中に2枚の専用のシールと説明書が格納されております。この救急医療情報キットにつきましては、内容、申請等について既に6月号の広報で町民の皆様にお知らせをしているところでございます。迅速な救急活動に役立つために、救急医療情報キットの配布を受けている世帯であるということを示します専用のシールを玄関の裏側と冷蔵庫に貼っていただくとともに、町が無償で配布しますこの専用容器に要援護者台帳ですとか、健康保険証、診察券、薬剤情報提供書などの写しを入れていただきまして、冷蔵庫の内とびらに保管していただくものでございます。

消防本部が救急救命の通報を受けますと、現場に到着した救急隊員が冷蔵庫からこの容器を取り出しまして、その後の活動に活かすという手はずになっております。配布作業と並行いたしまして、香取広域市町村圏消防本部と東庄分署に救急医療情報キットを配布する旨の連絡と救急支援の協力要請を行っているところでございます。

なお、配布対象者は65歳以上のひとり暮らしですとか高齢者のみの世帯でありまして、民生委員さんのご協力を得まして、6月に要援護者台帳の取りまとめと並行して申請を取りまとめまして、8月中旬に希望世帯に配布をいたしました。また現在は健康福祉課福祉係で随時申請の受付、配布を行っているところでございます。

配布の状況ですが、9月4日現在で550世帯に配布を行いました。今後の課題については、毎年2月、8月の見守り強化月間に合わせまして、1月、7月ごろにキットにおさめる要援護者台帳の更新作業を行う予定にしております。しかしながら、取りまとめ作業が民生委員の過重な負担となっていることから

よりよい方策はないか、現在課の中で検討しているところでございます。

また、利用者さんからのご意見については、これから種々寄せられるであろうと思われませんが、その都度改善を図りまして、利便の向上に努めてまいりたいと考えます。

次に、介護保険の住宅改修などの「受領委任払い制度」の導入の件についてでございます。

近隣では銚子市、旭市、匝瑳市、成田市などが既に実施をしております。本町としましても、他の自治体の制度を参考に仕組みを整えまして、実施できるよう取り組んでまいります。

3点目、町単独での住宅改修助成の件でございます。

既に、銚子市をはじめ実施している自治体もございますが、町としましては現時点で導入の予定はしてございません。しかしながら、議員ご指摘のように介護予防の観点から効果が期待できるものと考えられます。つきましては、今後他の自治体の制度を参考に本町に導入が可能かどうか、いろいろな角度から調査をし、関係する課とも協議を行うということでご了解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

議長（鎌形寿一君）

13番。

13番（山崎ひろみ君）

初めに地域若者サポートステーションの件ですが、我が町ではいち早く回覧板で回していただいたということですが、私も回覧板は必ず目を通しているんですが、見落とししました。私の知っている人に全部聞きましたけど、どなたも認識されておりませんでした。この名前自体もちょっとわかりづらいし、多分余り意味がわからなくて、そのまま回されてしまったのかなと思うのですが、せっかくですので、ちゃんときちんと皆さんに認識していただけるように周知をしていただきたいと思います。ホームページの方もわかりやすいところで、本当は表で見られてわかりやすいところがいいかと思うんですが、ぜひ見ていただきたいと思います。

サポートステーションへの対応なんですけれども、大変個人情報とかがあっ

て難しいかと思うんですけれども、個別にじゃなくて、大きくそのところを囲めるように何か手だてをして、その人のもとにその情報が届くように、そして足を運んでもらえるようにぜひしていただきたいと思います。

私いつも、ちょっと質問とはずれますけれども、現在も中学校には不登校の子どもさんたちが大勢いらっしゃいます。その中で高校に行って、うまくずっとスムーズにいける子どもさんもいれば、高校もやっぱりやめてしまう。社会に出ても、やっぱり職場では人間関係でつまずき、そのままひきこもりになってしまう子どもさんが多く見られます。

やっぱり今、教育の中学生の不登校の段階からもっと手を差し伸べて、学校に行かなくてもいいですので、外に出られる体制をつくってあげて、人との人間関係がつかれない、こんな悲しいことはないと思いますので、それだけでもサポートしてあげる体制が今できているので、ぜひ教育委員会としてもやっていただけたらと思います。すみません、教育委員会の質問ではないんですが、本当にこれは直結している問題なので申し上げさせていただきました。

そして、健康福祉課の情報キットの方ですけれども、本当に民生委員さんにはご苦勞をおかけしたということも担当課長からお聞きしました。でも、うちの町の民生委員さん、本当に一生懸命やったださっていますので、もう一頑張りしていただいて、またもっと違う形でサポートしてもらえるところがあれば協力していただいて、ぜひこの高齢者の不安を解消してあげるだけでも違うと思いますので、継続してサポートしていただきたいと思います。

それから、受領委任払い制度はやっていただけるという答弁だったと思いますので、できれば早い時点でやっていただきたいと思います。

高齢者の住宅改修の助成ですけれども、国の方も施設介護から在宅介護への方の流れを進めようとしております。高齢者が自宅で生活しやすいように、また介護度が進まないためにも介護予防として必要があると考えます。これは町内のリフォーム業者の雇用にもなるかと思しますので、ぜひ実施していただければと思います。

先ほど答弁いただきましたので、2回で質問を終わりにさせていただきたいと思いますが、最後に最初の地域サポートの方なんですけれども、ある試算によると現在の若者の非正規労働者と、今の無業者ですね、職業を持って

いない人たちが高齢期になったとき、生活保護を適用したとすると累計で20兆円が追加的に必要になると見ているところです。これから超高齢社会になり、その社会を担ってもらわなければならない現在の子どもや若者の中で、将来の生活の見通しが立たない若者がふえてきています。今この現実に向き合わなければならないときと感じます。若者が一步踏み出すためのサポートをしてあげられればと考えておりますので、教育委員会、まちづくり課、全てを網羅して取り組んでいただきたいと思います。

本当に目に見えない部分でありますので、でもそれは先ほどの花香議員がおっしゃったように、うちの町の人口減少にもつながります。職業がなければもちろん結婚もできません。子どももふえません。やっぱり健全な家庭を築いていけるように、今若者の時点でサポートしていただけたらと思います。

以上で答弁は、町長はもししていただければ町長にご意見をいただいて、2回目の質問を終わらせていただきます。

議長（鎌形寿一君）

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

今、職業がないという、探さないということですが、自分で意欲的に何かをしようという考え方はないということ、あとは病気ですとか、いわゆる病気ですから治療が大事だというふうに思いますけれども、これはいろんな意味が含んでいるのではないかなと。社会的な背景だと思います。また、育ってきた環境だとか、それから今の経済社会とかというものを含めて大変な問題だと認識して、本人がそれでわがままを通せるということも、大変楽にそういう方たちをつくってしまう。現実には厳しいわけありますから、そういう厳しさも含めて、トータル的に考えていかないと解決できない問題だと思います。

ですから、何がしなければこうしなければいけない、仕事がなければ子どもをつくってはいけないという法律はないんです。子どもはいつでもつくれるんですけども、それをお金がないからとか、今仕事がないからとかという形ひとつでみんな片づけていってしまうと、非常に卑屈な社会だけになってしまうだろうと私は思います。

これらも含めて、私たちにも大事な問題でありますので、今の若い人たちが

将来に向かって意欲的にエネルギーを出して頑張れるよう、みんなで何かいい手を考えていきたいと、このように考えておりますので、よろしく逆にお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

13番（山崎ひろみ君）

ありがとうございました。

議長（鎌形寿一君）

以上で、山崎ひろみ君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時といたします。

（午前11時52分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

議長（鎌形寿一君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

一般質問を続けます。

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

8番、高木です。農業の振興について質問させていただきます。

要旨の1番として、農業の担い手の育成について。

担い手が大勢いなければ農業の活性化も振興も望めません。今農業に頑張っている人で後継者がいる人は本当に少ないと思います。農業者の平均年齢が67歳とも言われ、あと10年もすれば農業をする人は激減し、優良農地を守ることは難しくなるでしょう。私の集落においても今頑張っている人で後継者のいる人は見当たりません。農業が基幹産業である本町においては大問題です。農業は基幹産業であり、大事にしたいといつも町より温かい言葉をいただいておりますが、言葉だけでは何も解決しません。町はこの問題に対してどのような認識でしょうか。そして、どのように解決しようとするのでしょうか。お伺いいたします。

要旨の2番目、消費者ニーズに合った米づくり。

お米の消費はピーク時の半分以下になっておりますが、その分、パンや麺の消費が拡大しております。お米はご飯だけのものではなく、パンや麺、パスタ

等にも加工技術の進歩でつくることができます。このように消費者ニーズに合った食品加工等の農業経営を展開することは必要なことではないかと思います。個人での取り組みはなかなか大変ですが、集落営農等の営農組織での取り組みは可能ではないでしょうか。農業振興の一つとしてこういう取り組みもあろうかと思いますが、お伺いたします。

3番目に、農業の6次産業化。

これまでの農業政策と言えば減反政策と補助金政策ではなかったかと思います。東庄町の人口も1万8,000人から1万5,000人まで減少しました。千葉県もまた日本国においても人口減少時代へと突入しました。視点を変えて発想の転換をする時代ではないかと思います。農業がこれほどまで衰退しているのは、作物を生産だけしてきたからではないのかなと思います。世界一の販売シェアを持つトヨタ自動車も生産と販売を分社化し、車の両輪のように力を入れてきた結果だと思います。農業においても生産、加工、販売を手がけることは本当に大事なことです。農業の振興には6次産業化は欠かすことはできないものだと思っています。農業の振興についてどのように考えますか、お伺いたします。

最後に、4番目に道の駅についてお伺いたします。

香取市においては二つの道の駅が大変なにぎわいを見せております。道の駅はただ農産物を販売するだけでなく、商工や観光等の発信基地として重要な役割があります。町の活性化と農業の振興のため、道の駅から始めてはいかがでしょうか。道の駅はまだいろいろな可能性を秘めていると思います。経済的にも文化的にも道の駅が動いているその姿は、子どもたちの生きた教科書となると思います。町は道の駅についてどのように考えますか、お伺いたします。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（鎌形寿一君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金島正好君）

それでは、農業振興についてのご質問の1点目、農業の担い手の減少についてでございますが、この担い手問題は東庄町にとどまらず、全国的な問題となっております。本町においても農業従事者の高齢化が進み、後継者のいない農

家がかなりの割合を占めており、基幹産業である農業で担い手の減少が進んでいることは町にとっても重要な課題と考えております。

町としまして、まずは認定農業者の育成や、集落営農の組織化、農業法人化の推進など、農業の大規模化、効率化に向けた各種事業を取り入れながら収益性の高い農業の支援を行い、また今年度から始まりました人・農地プラン事業により、新規就農者への青年就農給付金、年間150万円ほど給付になりますけれども、あと農地集積への支援として貸し手に対する農地集積協力金、受け手に対する支援として規模拡大加算金が交付される事業等を活用し、耕作放棄地の解消と担い手の確保、育成に努めていきたいと考えております。

次に、消費者ニーズに合った米づくりということで、現在の米消費は議員がおっしゃるように一時期からするとかなり減ってきております。若者のパン食、麺食などが進み、また労働人口の減少、あるいは肉体的労働の減少によるご飯離れなど、米の消費は減少の一途をたどっております。こうした中、最近では米粉を使ったパンやスイーツ、麺類、パスタなどの加工品の開発が進み、米消費拡大を図っているところでございます。消費者はご飯食にかわる食品を求めている傾向があり、米そのままの販売とは別に加工品の素材となる米粉としての販売も検討していかなければならないと考えております。

次に、農業の6次産業化でございますが、現在観光いちご組合や営農組合で6次産業事業を展開しております。個々の農家につきましては、6次産業化は進んでおらず、一部の生産農家の方が朝市などで米粉を使ったスイーツやパスタ、また店頭の販売を行っているような状況のため、今後は6次産業化に対する補助事業等を活用して、個々の農家に対する支援、また組合員などの組織化を図り、生産、加工、販売の6次産業化を推進し、農業の振興を図っていききたいと考えております。

道の駅についてでございますけれども、近隣の道の駅は農産物の直売所としてだけでなく、商工観光等の役割も担っているようでございます。本町においても、そうした施設があればいろいろな面で活性化が期待される場所ではございます。しかしながら、本町における状況は場所の確保や財政的な面から考えて、建設は厳しい状況下でございます。今後は生産者を初め、いろいろな関係機関と協議しながら検討を進め、まずは朝市等の農産物直売所だけでなく、

観光や交流の場としての充実支援を行っていきたいと考えております。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

8 番。

8 番（高木武男君）

では、2 回目の質問は自席からさせていただきます。

農業に対するご答弁ありがとうございました。私は想定外の答弁を期待しておりましたが、一般論的な想定内の答弁であり少々がっかりしております。私はこの町独自の農業施策の考え方をお聞きしたかったのですが、残念です。国の補助金つきの農業政策だけでは何も解決しません。この町の農業を何とかしなければと考えている農業者も大勢います。農業者の意見を反映した農業施策を実現するため、東庄町農業者会議の設置をぜひともお願いしたいと思います。ご提案申し上げます。

この町の人口減少も急激に進行しております。農業の振興と活性化は人口減少にブレーキをかける有効な手段の一つではないかと考えております。町は東庄町農業者会議の設置についてどのように考えますか、お伺いします。

以上で2 回目の質問を終わります。

議長（鎌形寿一君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金島正好君）

農業者の意見を反映した農業施策を実現するための東庄町農業会議の設置ということでございますが、現在町には農業者の代表で構成されている農業委員会がございます。しかしながら、若者や女性農業者、あるいはいろいろな立場の農業者の方々の声も拾い上げ、どのようなお考えをお持ちになっているのか把握することも必要であると思われまので、今後自由に話し合いができるような交流会等の開催を検討していきたいと思います。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

8 番。

8 番（高木武男君）

大変貴重な有意義なご答弁ありがとうございました。ぜひそのようにしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

以上で質問を終わります。

議長（鎌形寿一君）

以上で、高木武男君の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

日程第6、同意第3号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（鎌形寿一君）

本案について提案理由の説明を求めます。

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

それでは、同意第3号、教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

このたび、越川洋教育委員が9月30日で任期満了となるため、後任に多田和代さんを任命したく提案させていただいた次第でございます。

多田さんは、宿浜にお住まいで現在60歳であります。本年3月まで神栖市役所に勤務をされておりました。保育士の資格を持ち、在職中は保育所、児童館等で幼児教育に携わり、平成22年4月から退職されるまでは児童センター館長として、幼児教育の環境づくりに尽力をされた方でございます。また合併して神栖市となる以前には、神栖町役場の町長公室に勤務し、各種施策の立案調整に携わるなど経験がございます。

適任者と考えますので、よろしくご審議の上、同意くださいますようお願い申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

お諮りします。

ただいま議題となりました同意第3号については、正規の手続を省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

これから同意第3号、教育委員会委員の任命についてを採決します。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、同意第3号は同意することに決定しました。

日程第7、議案第28号、東庄町敬老祝金条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（鎌形寿一君）

本案について提案理由の説明を求めます。

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第28号、東庄町敬老祝金条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

この条例につきましては、「住民基本台帳法の一部を改正する法律」の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明をいたさせますので、ご審議の上、可決くださいますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（林 敏行君）

それでは、内容の説明についてですが、お手数ですが別冊の参考資料1ページ、新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

表の右側、第2条第1項で、外国人登録原票の登録にかかわる記述を削除するものでございます。これは「外国人登録法」が廃止されまして、平成24年7月9日から「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が施行されたことによ

って、外国人が住民基本台帳法の適用対象に加えられたため、「東庄町敬老祝金条例」の条文を改正するものでございます。

それでは、議案書の4ページに戻っていただきたいと存じます。

一番下の附則につきましては、施行期日の規定でありまして、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、原案のとおり可決くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

これから、議案第28号、東庄町敬老祝金条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第29号、東庄町高齢者等肉用牛飼育事業基金設置条例を廃止する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（鎌形寿一君）

本案について提案理由の説明を求めます。

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第29号、東庄町高齢者等肉用牛飼育事業基金設置条例を廃止する条例の提案理由を申し上げます。

この条例は、高齢者等による肉用牛の飼育を促進し、肉用牛資源の確保と高齢者等の福祉向上を図るための基金の条例であります。平成17年度末で新規の貸付が終了し、平成22年度に国費・県費を、平成23年度に町の負担分を精算し事業が完了したことに伴い、このたび基金条例の廃止を提案させていただいたものであります。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

これから、議案第29号、東庄町高齢者等肉用牛飼育事業基金設置条例を廃止する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第30号、千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事 務 局 朗 読)

議長（鎌形寿一君）

本案について提案理由の説明を求めます。

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

それでは、ただいま提案をされました議案第30号、千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についての提案理由を申し上げます。

本案は、外国人登録法が廃止されたため、千葉県後期高齢者医療広域連合規約中、広域連合の経費の支弁の方法に関する規定について改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

町民課長。

町民課長（池永芳則君）

議案第30号、千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についての内容についてご説明申し上げます。

最初に広域連合規約の改正の内容についてですが、新旧対照表によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが参考資料の2ページをお願いいたします。

別表第2、備考1及び2の「及び外国人登録原票」の文言を削除するものでございます。これは住民基本台帳法の改正に伴い、外国人住民を住民基本台帳法の対象に加え現行の外国人登録制度が廃止されたため、改正する必要が生じたものでございます。

なお、この改正の部分は広域連合の経費の支弁の方法に関する規定のうち、市町村負担金の人口割にかかる規定でございます。

次に、広域連合がこれを改正するための手順ですが、地方自治法の定めにより、「関係地方公共団体の議会の議決を経た上で、関係地方公共団体との協議により定める。」とされているため、広域連合からの依頼によりまして提案す

るものでございます。

以上で説明を終わります。可決くださいますよう、よろしくお願いいたします
す。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

これから、議案第30号、千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正
する規約の制定に関する協議についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第31号、平成24年度東庄町一般会計補正予算（第2号）
から、日程第13、議案第34号、平成24年度東庄町国民健康保険東庄病院
事業会計補正予算（第1号）まで、以上、4案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（鎌形寿一君）

本案について提案理由の説明を求めます。

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

それでは、ただいま一括議題となりました、議案第31号から議案第34号

まで、一般会計のほか特別会計2件及び企業会計1件の補正予算につきまして提案理由を申し上げます。

まず、議案第31号、平成24年度東庄町一般会計補正予算（第2号）について申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億3,419万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,612万7,000円とするものでございます。

今回の補正は、地域防災計画の見直しや、救急医療情報キットの配布、予防接種の拡充といった住民の安心・安全な生活に結びついた事業、並びに4月の人事異動に伴う人件費の補正などが主な内容となっております。

まず、地域防災計画の改定事業900万円でございますけれども、東日本大震災後の地域防災計画の見直しについて行うもので、県補助金を利用して行うものでございます。

次に、福祉車両購入費として350万円、ゆうあい号を廃車し車椅子で乗車できる福祉車両を2台購入するもので、全額県補助金を財源といたしております。

同じく、県補助金を財源として実施する救急医療情報キットの配布事業として120万2,000円を、ひとり暮らしの高齢者世帯を対象に救急時に備えて医療情報を入れておくキットを配布するものでございます。

次に、予防接種等の委託料として450万円、定期予防接種のポリオが9月から個別接種及び不活化ワクチンに変更になったため、接種委託料として計上したものでございます。

次に、観光PR事業委託料として850万円、こちらも県補助金を財源としておりまして、天保水滸伝を活用した観光PRイベントやキャラクター製作を行うものでございます。

最後に、財政調整基金の積立金でございますが、この後認定第1号でご審議をいただきます平成23年度一般会計決算の剰余金額を踏まえ、財政調整基金に1億円を積み立てるものでございます。財政調整基金は昨年の東日本大震災の緊急な復旧事業に対応するなど、必要な場合に限り崩して事業を行うものでありますが、同時に積み立てが可能なときは積極的に積み立てを行い、臨機応

変に対応できるよう、備えてまいりたいと考えております。

以上、一般会計補正予算の主なものにつきまして提案理由を申し上げます。

次に、議案第32号、平成24年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ401万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億4,401万9,000円とするものでございます。

この補正につきましては、職員の異動等に伴う人件費の増額補正をするものでございます。

続いて、議案第33号、平成24年度東庄町介護保険特別会計補正予算(第1号)について申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ322万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,097万9,000円とするものでございます。

主な補正の内容でございますけれども、歳出では1款・総務費と3款・地域支援事業費で職員の人件費等を減額補正し、5款・諸支出金では過年度分の介護給付費等の返還金を増額補正するものでございます。

歳入では7款・繰入金で職員の人件費等の減額分を一般会計に返すための減額補正をし、8款では過年度分の介護給付費等の返還に不足する財源を前年度繰越金で充てるものでございます。

次に、議案第34号、平成24年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算(第1号)について申し上げます。

資本的収入及び支出の補正でございます。まず資本的収入に第3項・補助金を新たに設定し、既決予定額に6,577万8,000円を追加し、1億310万2,000円にするものでございます。

また、資本的支出のうち、第1項・建設改良費、第1目・資産購入費、第1節・器具備品購入費の既決予定額に6,628万7,000円を追加し、1億4,343万4,000円とするものでございます。

以上、議案第31号から議案第34号までの提案理由を申し上げます。詳細につきましては、担当課長、事務長より説明をいたさせます。ご審議の上、

可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

総務課長。

総務課長（五十嵐秀司君）

それでは、平成24年度東庄町一般会計補正予算(第2号)の内容について、説明をさせていただきます。

議案書の16ページをお願いいたします。まず歳出から申し上げます。

今回は、4月の人事異動等による人件費の補正を1款・議会費をはじめ関係する款において、2節・給料、3節・職員手当等、4節・共済費、19節・総合事務組合負担金等で行っており、当初予算と比較しまして722万3,000円の減となっております。また、国民健康保険特別会計の人件費分繰出金として401万9,000円の増、及び介護保険特別会計の人件費分繰出金として405万8,000円の減となり、計3万9,000円の減額となっております。

なお、以降は人件費以外の各款における補正内容について説明をさせていただきます。

2款・総務費、1項1目・一般管理費、8節・報償費、政策法務アドバイザー謝金48万円及び9節・旅費、費用弁償4万1,000円ですが、昨年公布されました地域主権改革一括法、これは230件に上る法律の一部改正であります。この法改正に伴う町の条例の改正について対応するための費用であります。

同じく総務管理費の5目・企画費、地域活性化事業補助金325万円、当初予算で計上した補助金でございますが、補助金の要望事業が増加したため、不足する額を追加するものでございます。

次の8目・防災対策費では、町長の提案理由にもありましたように、東日本大震災後の新たな防災計画の策定のための費用として900万円、それと津波や河川の水害に備えるための海拔表示板設置委託料として50万円を計上いたしました。

次のページに入りまして、3款・民生費、1項1目・社会福祉総務費、3節・職員手当等のうち、時間外勤務手当60万円ですが、要援護者台帳登録事務や

救急医療情報キットの配布といった新規事業への対応並びに職員1名の休業予定によるものでございます。

同じ目の13節・障害者虐待防止対策支援事業委託料164万円は、10月より市町村に障害者虐待防止センターの設置が義務づけられたことに伴う経費及び普及啓発事業などで、県補助金による事業となります。

次の18節・福祉車両購入費350万円ですが、ゆうあい号を廃車し車椅子で乗車できる福祉車両を2台購入するもので、全額県補助金によるものでございます。

次のページに移りまして、点字プリンター等情報支援機器購入費として100万円ですが、視覚障害者支援事業として購入するもので、同じく全額県補助金により実施する事業となります。

次に3目・老人福祉費の補正120万2,000円は、町長の提案理由にもありましたように、ひとり暮らしの高齢者世帯等の要援護者を対象に救急医療情報キットの配布事業にかかる経費について計上したもので、こちらも全額県補助金によるものであります。

次に、2項4目・児童福祉施設費、樹木管理業務委託料74万3,000円は町児童館の裏側の樹木ですが、民家と隣接する部分などの樹木について伐採等を行うものでございます。

次のページ、3項1目・国民年金事務取扱費のシステム改修委託料16万8,000円は全額国庫補助金によるもので、年金資格管理システムの改修にかかるものとなります。

4款・衛生費、1項2目・予防費のうち、予防接種等委託料450万円、定期予防接種でありますポリオが9月より不活化ワクチンに変更となり、また集団接種から個別接種になったため、その委託料として計上するものであります。同じ欄にありますパソコン保守業務委託料69万3,000円は、ちば県民保健予防財団とのモデル事業にシステムを対応するための費用です。一部財団からの補助があります。

また、次の20節・ロタウイルスワクチン接種費用助成金84万円ですが、ロタウイルスによる胃腸炎を予防するワクチンの接種費用の全額公費助成を新規に開始するものでございます。これは任意予防接種でございます。

次の23節・感染症予防事業費国庫補助金返還金18万3,000円、平成23年度分のクーポン券によるがん検診事業の精算により、補助金の一部返還が生じたものでございます。

次に3目・環境衛生費の19節・環境衛生改善施設費補助金18万5,000円、これは今郡区の墓地改善工事に対する補助金で、事業費の2分の1を町で補助するものでありますが、当初予算に不足する額の補正となります。

同じく住宅用太陽光発電設備設置補助金ですが、当初予算に計上しておりました補助金15件分については申請済みとなりましたので、今後、4キロワットで4万円の補助、10件分を見込み160万円を追加するものであります。

続いて4目・母子衛生費の補正28万8,000円は、全額子ども医療費の助成制度の改正に対応する経費となっております。県の子ども医療費助成が12月から中学校3年生までの入院分まで拡大されることに伴う受給券化等に対応するため、電算システムの変更に要する費用等を新規補正するものであります。

次に、次ページ5款・農林水産業費、1項2目・農業総務費の3節・職員手当等の中の時間外勤務手当60万円ですけども、産業振興係職員の1名減によるもの及び新規事業に対応するものとなっております。

次に、3目・農業振興費の19節・新規就農総合支援事業交付金75万円は全額県補助金によるもので、新たに農業を始める方や新規に人を雇用したい方への交付金で、年間150万円、最長で5年間給付されるものです。今回は下半期みの金額で2分の1の75万円となっております。

次に、6款・商工費、1項3目・観光費、観光案内看板改修工事46万7,000円ですが、笹川駅前と橘駅前に設置しました観光案内看板の電光表示器の修理と安全対策のための工事費でございます。

次のページ、4目・緊急雇用創出費、観光PR事業委託料850万円ですが、県の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金を利用して、天保水滸伝を題材としたキャラクター製作やイベントを行うもので、雇用創出の人件費とあわせて計上をしております。

次のページになりますけど、9款・教育費、4項1目・幼稚園費の15節・教育施設維持補修工事費5万円ですが、遊具のさびがひどいため、さびどめの

塗装工事を行うものでございます。

次に、6項2目・体育施設費の25万5,000円は、町民体育館の浄化槽ブローア交換工事となっております。

歳出の最後に、12款・諸支出金、1項1目・基金費の財政調整基金積立金1億円ですが、平成23年度決算を踏まえ、財政調整基金に1億円を積み立てるものであります。なお、基金の現在高は9億149万円ですので、今回の積み立てにより10億円を超えることとなります。

次に、歳入について申し上げます。議案書の15ページをお願いいたします。

歳出で申し上げましたように14款・国庫支出金、3項2目・民生費委託金として基礎年金等事務費交付金16万8,000円を計上しております。

次に、15款・県支出金、2項2目1節・社会福祉費補助金の地域支え合い体制づくり事業補助金500万円は、救急医療情報キット関連と、福祉車両購入費の補助金でございます。2節・障害児者福祉費補助金207万円は、障害者自立支援対策臨時特例基金事業で、点字プリンター等購入にかかる補助金100万円と、障害者虐待防止対策支援事業で、障害者虐待防止センター関連107万円の補助金となっております。

次に、3目・衛生費補助金、住宅用太陽光発電設備導入促進事業補助金で70万円、4目・農林水産業費補助金で、新規就農総合支援事業交付金80万円を計上しております。

5目・商工費補助金の千葉県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金は、地域防災計画改定業務と観光PR事業の財源となっており、あわせて1,750万円を計上しております。

続いて、18款・繰入金、1項3目・介護保険特別会計繰入金ですが、前年度の介護給付費等の精算による返還金として155万9,000円を繰り入れるものです。

続いて、20款・諸収入、5項3目・雑入で、ちば県民保健予防財団より検診を活用した健康づくりモデル事業補助金として50万円を計上しております。

最後に、歳入が歳出に不足する1億589万9,000円について、19款・繰越金で補正をするものでございます。

以上で、一般会計補正予算(第2号)の説明を終わらせていただきます。よ

ろしくお願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

町民課長。

町民課長（池永芳則君）

議案第32号、平成24年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、内容のご説明をさせていただきます。平成24年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます、議案書の25ページをお願いいたします。

第1条におきまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ401万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額をそれぞれ20億4,401万9,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書によって説明をさせていただきますので、29ページをお願いいたします。

初めに歳出でございますが、1款1項1目の一般管理費につきましては、当初予算におきまして3,383万3,000円を計上したところでございますが、4月の人事異動及び市町村職員共済組合負担金の負担率の改定等によりまして、2節・給料、3節・職員手当等、4節・共済費及び19節・負担金補助及び交付金におきまして過不足が生じたため補正するものでございまして、不足額399万4,000円を補正し3,782万7,000円とするものでございます。

続きまして、8款3項1目の保健指導事業費ですが、当初予算におきまして2,127万9,000円を計上いたしましたが、同様に人事異動によりまして2万5,000円の不足が生じたため、同額の2万5,000円を補正いたしまして2,130万4,000円とするものでございます。

続きまして、歳入でございますが、28ページをごらんいただきたいと思います。

このたびの歳出補正額401万9,000円にかかる財源につきましては、9款2項1目・一般会計繰入金401万9,000円をもって補正財源とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（林 敏行君）

それでは、議案第33号、平成24年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、内容の説明を申し上げます。議案書の36ページをお開きいただきたいと存じます。歳出よりご説明を申し上げます。

1款・総務費の404万3,000円の減額と、3款・地域支援事業費の1万5,000円の減額については、いずれも職員の異動等により人件費等を補正するものでございます。

次に、37ページにわたりますが、5款1項2目23節・償還金利子及び割引料572万2,000円の増額については、平成23年度分の介護給付費、地域支援事業費の確定・精算による国・県・社会保険診療報酬支払基金への返還金520万円と、災害臨時特例補助金の精算による返還金52万2,000円をそれぞれ増額補正するものでございます。

2項1目28節・繰出金155万9,000円の増額についても、平成23年度の介護給付費の確定・精算に伴いまして一般会計への返還分を補正するものでございます。

以上の結果、歳出補正額合計は322万3,000円の増額、歳出合計10億7,097万9,000円となります。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。35ページをお開きいただきたいと存じます。

7款1項3目1節・職員給与費等繰入金405万8,000円の減額については、職員の異動等により減額となりました人件費等分を一般会計へ返すための補正でございます。

8款1項1目1節・繰越金728万1,000円の増額補正については、平成23年度介護給付費等の精算による返還に不足する財源を前年度繰越金をもって充てるものでございます。

以上の結果、歳入補正額は322万3,000円の増額、歳入合計10億7,097万9,000円となります。

以上で、平成24年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明を

終わります。原案のとおり可決くださるよう、よろしく願い申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

病院事務長。

病院事務長（宇ノ澤康成君）

議案第34号、国保東庄病院事業会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。議案書の43ページをごらんください。実施計画内訳書に基づきまして、内容の説明をいたします。

町長の提案理由にもございましたように、資本的収入及び支出の補正でございます。

まず資本的収入に第3項・補助金を新たに設定し、既決予定額に6,577万8,000円を追加し、1億310万2,000円とするものです。内容は地域医療再生臨時特例交付金、これを新たに受け入れることとしたためでございます。これは平成23年度の香取・海匠医療圏における地域医療再生臨時特例交付金に余剰額が生じたことから今年度に再配分されたものでございます。

次に、資本的支出のうち、第1項・建設改良費、第1目・資産購入費、第1節・器具備品購入費の既決予定額に6,628万7,000円を追加いたしまして、1億4,343万4,000円とするものでございます。内容は、いずれも老朽化したCT装置、超音波装置、エックス線一般撮影装置などの更新をいたします。このことによりまして、より鮮明な画像を得ることが可能となりますことから、今後旭中央病院との間で遠隔画像診断が可能となるような双方向電子カルテネットワークの構築を進めてまいります。

以上で説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

13番。

13番（山崎ひろみ君）

議案書の方で一般会計の歳入の15ページ、商工費補助金1,750万円が歳入で、歳出の方が16ページの地域防災計画改定業務委託料900万、あと観光PR事業委託料850万、21ページなんですが、観光キャラクターの方はちょっとお聞きしたんですけども、その件と、防災業務委託の補助金で事

業内容を教えていただければと思います。

議長（鎌形寿一君）

総務課長。

総務課長（五十嵐秀司君）

こちらの方は県の方の緊急雇用創出事業の100%の補助金を活用して行うもので、一応県の防災計画の方が一部改定がされておりますので、県の防災計画の分析、あるいは地域情報等の収集整理、それから町の地域防災計画の骨子案の作成取りまとめ、あるいは防災会議の作成資料の取りまとめ、それから最終的には地域防災計画の策定ということで、一応緊急雇用の方で雇用をお願いして、業者の方に業務委託ということで考えております。そういう内容でございます。

よろしく願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金島正好君）

21ページの4目・緊急雇用創出費、13節・委託料の観光PR事業委託料850万でございますけれども、これにつきましては、県の緊急雇用創出事業を利用して100%県の補助金で行おうとするものでございまして、天保水滸伝を活用した観光PR事業として、内容は天保水滸伝の物語の一部を切り取って、その切り取った部分をアニメーション化して、キャラクターを作成するものでございます。

なかなか説明も難しくわかりづらいと思いますが、例えば東氏物語は全てマンガ本でございまして、そのページがあるわけでございますけれども、そのいいところの1ページを切り取ってアニメーション化してキャラクターを作成するというところでございます。そのほか、情報の発信やイベントの集客等もできればと思っております。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

13番。

13番（山崎ひろみ君）

全額雇用というよりは業務委託で雇用ということですか。はい、わかりました。

議長（鎌形寿一君）

11番。

11番（多田和弘君）

20ページの農林水産業費の3目19節・新規就農総合支援事業交付金についてお伺いします。

これは先ほど高木委員が一般質問の中で質問したときに課長の方から答えられた内容かなと思うんですが、新規就農総合支援事業交付金というのは、新しく農業に従事した人に対して1年間で150万円を支給するというお話ですよ。これは報道によると、かなり人気がありまして、もう既に希望者が殺到して枠を超えているというような話も聞いたんですが、当町の場合は、これは1人だけの予定で予算を組んでいると思っていますが、私の理解ではまた新しく農業に従事したいという人が出た場合には、さらにこの予算は枠はあるのでしょうか。それともどうなのでしょう。ちょっとその辺のこの仕組みの内容と、その辺のお話を教えていただきたいと思います。

議長（鎌形寿一君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金島正好君）

ただいまの20ページ、3目・農業振興費の19節・負担金補助及び交付金の75万円の計上でございますけれども、これにつきましては議員がおっしゃるとおり、先ほど一般質問にございまして、私の方で答弁させていただいた新規就農者の計上でございます。年間150万の半年分75万円ということでございまして、1人分の希望者でございます。この新規就農につきましては人・農地プランという計画を作成して、その中に新規就農者が当てはまっていなければいけないという、そういう縛りがございまして、その中に該当されなければ新しく新規就農しても該当しないという、そういう制度でございまして、とりあえず今新規に人・農地プランという計画を作成するところでございます。その中にその方が入るとは思いますけれども、その方が入って県の方で認められたらその交付金が支給されるという制度になっております。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

11番。

11番（多田和弘君）

すごくちょっと理解がよくできなかつたんですが、最初の計画書をつくるという、その辺はハードルが高いという意味なんですか。もう少しそこを説明してください。

議長（鎌形寿一君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金島正好君）

この4月から人・農地プランという国の指導で計画をつくりなさいということで始まりまして、それは農業が後継者がいないということで、その後継者をどうしようかということでございます。農地の利用集積を図ってどのようにするんだというようなことを計画しなさいということでございます。その利用集積をするために新規就農者は新しく農地を借りたりしてやるわけですけども、そこに名前を載せなさいと。新しく農地を使いますということで名前を載せなさいと。また認定農業者の方ももっとふやしますよということで、もちろん名前を載せます。そういう人たちをどのような計画にしていくなかという方針を立てなさいというのが人・農地プランなんですけれども、そこに名前を入れて初めて就農者の交付金がいただけるというような制度でございます。

議長（鎌形寿一君）

11番。

11番（多田和弘君）

それで、今言われたプランを立てるのは就業したいという人じゃなくて、まちづくり課の方でそれをきちんとプランを立てるという意味なんですか。それが1個、聞きたいのです。

議長（鎌形寿一君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金島正好君）

国の方針では、農業者と町、あるいはJAとかが協同してやりなさいと。実

際は町の方である程度指導してつくりたいと思いますけれども、厳密に言いますと、農家の方が中心になってつくるというようなことが理想だということで言われておりますけれども、なかなかそうはいかないので、うちの方で指導してつくっていきたいと思っております。

議長（鎌形寿一君）

11番。

11番（多田和弘君）

ありがとうございます。ということは、それが通ればというか、それがきちんとプランがつけられて、これから新しく農業をやりたいという若者が出てきた場合には1年間で150万、その時点でもらえて、それが5年間続くというこれは計画ですよ。それで枠はないということですか。枠はあるんですか、何人までとかという町で。

議長（鎌形寿一君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金島正好君）

我々が申請したときには1人ということで申請しております。それで1人ということで内示を受けております。今の情勢から申し上げますと、何人でも枠があるなどというような、ここでお答えするような立場ではございませんけれども、国の予算等々の状態によりまして変化することもあり得るのかなというように理解しております。

議長（鎌形寿一君）

11番。

11番（多田和弘君）

じゃあ、一応、これでわかりました。

議長（鎌形寿一君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

議案第31号、平成24年度東庄町一般会計補正予算(第2号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号、平成24年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号、平成24年度東庄町介護保険特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号、平成24年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算(第1号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

ここで、お諮りします。

本日の会議はこれで延会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

本日はこれで延会とすることに決定いたしました。

これで延会といたします。

明日の会議は定刻に参集願います。

ご苦労さまでした。

(午後 2時17分 延会)